

議案第97号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、道路の管理上の事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

令和元年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 損害賠償額 3,750,000円
- 2 和解の内容 市から相手方に前項の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。
- 3 相手方 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
代表取締役 西澤 敬二
- 4 事故の概要 平成29年12月13日市内緑区大字高畑622番地先市道において、貨物車の荷台部分が陸橋の橋脚部分に接触し、破損した事故について、当該貨物車の自動車保険の保険者である相手方が保険金を支払い、保険代位による損害賠償請求権を取得したもの